

令和6年5月27日

第5回
今治市立地適正化計画策定
検討委員会議事録

建設部都市政策課

日 時 : 令和6年5月27日(月) 午後1時30分～午後3時10分

場 所 : 市役所本庁第2別館11階 特別会議室3号

- 次 第 :
1. 開会
 2. 議事
 - (1) 居住誘導区域の区域見直しについて
 - ① 新都市第1地区の土砂災害警戒区域の調査結果(速報)
 - ② 新都市第1地区の居住誘導区域見直し(案)
 - (2) 防災指針について
 - ① ハザードが内在する区域における防災指針(案)
 - ② 地区計画の活用について
 - (3) 誘導施設(機能)の検討
 - ① 誘導施設(機能)の設定の考え方について
 - ② 誘導施設(機能)の分類と位置づけについて
 - (4) その他
 3. 今後の予定等
 4. 閉会

(出席委員)

羽鳥 剛史 上村 友希 村上 竜司

西原 孝太郎 長野 和幸 越智 瑞啓

森川 慶一 青陽 孝昭 飛田 隆之

大木 鉄兵 砂田 ひとみ 渡邊 修明

濱岡 愛

以上13名

午後 1 時 30 分 開 会

事務局

お待たせいたしました。皆様、おそろいになりましたので、ただいまより、第 5 回今治市立地適正化計画策定検討委員会を開催させていただきます。私、都市政策課の阿部が会の進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

また、本日の進行につきましては、お手元の資料にあります「第 5 回今治市立地適正化計画策定検討委員会 会議次第」に従いまして進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、事務局を代表いたしまして、建設部都市政策局長の田鍋よりご挨拶申し上げます。

事務局

都市政策局長の田鍋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。会の開催に際しましてご挨拶申し上げます。

まず初めに、本日はご多忙の中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。日頃より委員の皆様方には、市政全般にわたりまして格別のご理解とご協力をいただいておりますことを、この場をお借りいたしまして、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年度でございますが、検討委員会を計 4 回、開催をさせていただき、皆様方からたくさんの貴重なご意見をいただきながら、コンパクトなまちづくりを推進するための重要な基盤となる誘導区域についてご検討をいただきました。

今年度はさらに具体的な施策等に踏み込みながら、誘導施設や防災指針などを策定する予定としておりますので、引き続きご協力をお願い申し上げます。

また、先日のニュースや新聞等で本市が消滅可能性自治体から脱却したとの報道もありましたが、他の自治体と同様、本市における人口減少は顕著となっております。国立社会保障・人口問題研究所の人口推計では、前回の委員会でも申し上げましたが、令和 32 年には約 10 万人まで減少すると示されております。

この立地適正化計画はそのような人口減少の中にあっても、一定エリア内の人口を維持するコンパクトなまちづくりを推進することによって、本市がこれからも持続可能な都市となるよう、まちづくりの方向性を示すものとなっておりますので、このことも踏まえたご検討をよろしくお願いいたします。

最後に、昨年度同様、委員の皆様からの忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが開催の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

それでは、会の進行に移りたいと思いますが、委員の異動がございましたので、ご紹介さ

させていただきます。愛媛県東予地方局今治土木事務所建設課長渡邊修明様でございます。

渡邊委員

今年4月に異動しました。よろしくお願いいたします。

事務局

また本日は、今治市商工会議所 常議員 村上裕一様、今治コミュニティ放送株式会社 企画主任 宇佐美浩子様が所用のため欠席されております。

従いまして、ただいまの出席委員の数は13名となりますので、今治市都市計画審議会条例にあります、本会の開催に必要な定員過半数を満たしておりますことをご報告させていただきます。

それでは、会議の進行に移りたいと思います。はじめに、本日の資料の確認をさせていただきます。本日用意させていただきました、会議次第、配席図、委員名簿はございますか。最終ページにメモ紙を添付しておりますので活用していただければと思います。

続きまして、本日の検討資料といたしまして、7つの資料をご準備しております。資料1 土砂災害警戒区域図（現状）、資料2 居住誘導区域見直し（案）、資料3 砂防関係事業の概要（令和6年度）より抜粋、資料4 ハザードに内在する区域における防災指針（案）、資料5 地区計画の活用について、資料6 誘導施設（機能）の考え方について、資料7 誘導施設（機能）の分類と位置づけ（作業図面）となっております。

不足等ございましたら、お声がけください。

それでは、今治市立地適正化計画策定検討委員会運営要領第5条第1項によりまして、羽鳥委員長に議事進行をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

委員長

皆さんこんにちは。本日もお集まりいただきましてありがとうございます。

昨年度からスタートしまして今回新年度へ迎えましたけれども、委員会としては後半の議題で議論に移って参ります。

本日の議事に沿って進めていきますが、居住誘導区域について、少し積み残しというか、検討事項が残ってますのでそちらについて議論を行い、次に防災指針についての議論をスタートしていくということになります。あとは、誘導施設の中身についても議論をすることです。これら3つの議題について、これから皆さんで話し合っていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

最初に議題1の居住誘導区域の区域見直しについて、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

まず、議題（1）の居住誘導区域の区域見直しについて説明いたします。

これまでの検討委員会でも何度かご説明させていただきました、今治新都市第1地区に

存在する土砂災害警戒区域の考え方についてご説明を行います。

資料につきましては、資料 1、2、3 の 3 つの資料を用いてご説明させていただきます。皆様のお手持ちの資料をご覧ください。

<土砂災害警戒区域図（現状）【資料 1】>

まず資料 1 につきましては、土砂災害警戒区域の現状をお示ししております。

新都市第 1 地区の航空写真に土砂災害警戒区域を載せている図面となっております。

これまでも検討委員会でご説明させていただいた内容につきまして、該当箇所を拡大して皆様に関わりやすく示させていただいているものでございます。

今治新都市第 1 地区に関しましては、ちょうど中央に 3 つの溪流がございます。溪流番号は、202-2003、202-2002-2、202-2002-1 となります。この 3 つの溪流が、今治新都市第 1 地区にかかっている土砂災害警戒区域となっております。

一番上の 202-2003 の土砂災害警戒区域ですが、一番左側に小さいオレンジ色の区域がございます。そこがいわゆるレッドゾーン、土砂災害特別警戒区域に当たります。



ここでおさらいになりますが、土砂災害防止法に基づく、土砂災害警戒区域等について少し説明させていただきます。資料 1 の 2 ページ目【資料 1（参考）】をご覧ください。

まず、黄色で示している土砂災害警戒区域は、いわゆるイエローゾーンと言われるところで、土砂災害による被害を防止・軽減するため、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う区域とされております。

土砂災害警戒区域では、市町村が警戒避難体制の整備や避難判断基準の設定などを行うものとなっております。また、ハザードマップの配布による土砂災害警戒区域の情報周知の徹底や要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等が義務づけられております。

原則として、土砂災害警戒区域が指定された場合において、市街化区域内では建築もしく

は開発に関する規制はございません。

次に、右側の赤色の枠で示している内容が土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンと言われるものです。

こちらに関しましては、特定開発行為に対する制限がかかることに加え、建築物については、土砂災害に耐えうる構造を要するなど、開発、建築に関してかなり厳しい制限がかかります。また、建築物の移転等の勧告などができるような区域となります。



<居住誘導区域見直し（案）【資料2】>

続きまして資料2をお願いいたします。

こちらは今治新都市第1地区に関する居住誘導区域の区域見直し案となります。

まず、今回見直しに至った経緯につきまして、ご説明いたします。

今治新都市第1地区に指定されている土砂災害警戒区域は、造成前の溪流に対して、指定されたものとなっており、令和5年度に、愛媛県の河野委員からの提案をいただき、造成後の土砂災害警戒区域について愛媛県による調査を実施していただくことになりました。

その調査の結果といたしまして、土砂災害警戒区域は今治新都市第1地区から指定解除されないという回答をいただいております。

この結果を受けて、居住誘導区域の区域見直し案を作成させていただいております。

方針①として、今治新都市第1地区から土砂災害警戒区域は解除されないというご報告を受けておりますので、現時点で公表されている土砂災害警戒区域を基に検討を進めていきます。

続きまして、方針②は、レッドゾーンを含まないように居住誘導区域を設定します。今治新都市第1地区に指定されている土砂災害特別警戒区域について、法律上、土砂災害特別警戒区域は居住誘導区域から除外する必要があります。そのため、地形・地物、道路による境界設定を行い土砂災害特別警戒区域のエリアを除外したいと考えております。

方針③は、居住誘導区域に含まれる土砂災害警戒区域について、今治新都市第1地区が本市の都市構造上、副次核に位置付けられていることと、まちづくりと連携した砂防事業の実施に係る内容を立地適正化計画の防災指針に明記し、リスクの低減を図っていくという考えに基づき、居住誘導区域に含めたいと考えております。

現在、愛媛県と協議の中で、これら溪流について砂防堰堤の設置を事業化していただく方向で検討が進められております。

その状況について、A委員よりご報告をいただければと思います。

A委員

今治新都市第1地区の土砂災害警戒区域については、昨年の3月末に調査を終えており、現在指定区域の範囲について精査しております。

この3溪流につきましては、今治新都市第1地区に指定されているということもありますし、下流側に隣接する人家等々もございますので、現在、砂防事業として砂防堰堤（ダム）が設置できるかどうかの可能性調査を実施しております。

現在のところ、202-2002-1、202-2003の溪流については可能性調査を鋭意進めているところです。予算の関係もあり、202-2002-2の溪流は、今年度に可能性調査を実施する予定としております。

可能性調査の結果、事業着手が見込まれれば、次の段階として国へ要望を行っていくという形になっております。

まず、新規箇所調査の結果に基づき砂防堰堤（ダム）の概略の位置を決定するとともに、用地買収が伴いますので、土地の状況等を調査する予定としております。

以上です。



事務局

ありがとうございました。

＜砂防関係事業の概要（令和6年度）より抜粋【資料3】＞

最後に資料3について説明いたします。

まちづくり連携砂防等事業という事業がございまして、立地適正化計画の居住誘導区域に含まれているところに関しましては、優先的に砂防事業が推進できる事業となっております。

これらの制度などを活用しながら砂防事業の方を進めていきたいと考えております。

先ほどからご説明している砂防事業は、資料3で掲載しているような内容で、砂防堰堤（ダム）を設置して下流域の溪流への影響を低減するというような事業です。

以上のことを踏まえまして、まちづくりと連携した砂防事業を進めるということを防災指針に明記することによって、今治新都市第1地区の土砂災害警戒区域については、居住誘導区域に含めたいと考えているところでございます。

以上で、議事（1）の居住誘導区域の区域見直しについて、説明を終わります。

22

【資料3】

年度	補助率	補助率【砂防(%)】
令和6年度	1/2	1/2
令和5年度	2/3	2/3

23

砂防関係事業の概要（令和6年度）より抜粋

委員長

ありがとうございます。ただいまの説明について質問、ご意見等ございましたらよろしくお願いたします。

少し整理、確認させていただくと、そもそも見直し前の居住誘導区域では、指定解除されることを前提に土砂災害特別警戒区域を含めていたが、調査の結果、指定解除は行われないうことなので、居住誘導区域から除外した案に見直すということです。

また、先ほどの説明ですと、砂防事業の推進を防災指針に定めて、居住誘導区域内の土砂災害警戒区域を居住誘導区域に含めるということです。

また、砂防事業の内容をみますと、居住誘導区域に指定されていることが、まちづくり連携砂防等事業の支援を受けられる要件になっているということです。

ちなみに、土砂災害警戒区域に含まれているエリアの土地利用を教えてください。

事務局

現状として、エリアの大半は駐車場となっていますが、BEMAC（株）さんの社員寮や、来島会（社会福祉法人）の社会福祉施設等が建築されています。

委員長

やはり、砂防事業は進めるべきですので、そういう観点からも居住誘導区域に含めていただいているということかと思います。

あと2点確認させてください。

まず、夢スタジアムは都市機能誘導区域に含まれていない理由を再確認させてください。

事務局

夢スタジアムは、用途地域が住居専用地域に存しており、都市機能誘導区域の設定要件に合わないため、居住誘導区域のみ設定しております。

委員長

もう1点、今治新都市第1地区の北西部が居住誘導区域に含まれていない理由を再確認させてください。

事務局

ご指摘のエリアは、地区計画という制度の区域（今治新都市第1地区産業地地区）に指定し、住宅との混在を排除し、産業系施設の立地を誘導しているため、居住誘導区域に含めていません。

なお、イオンモールの敷地およびダイキ（現「DCM株式会社」）が購入している敷地は、地区計画の区域（今治新都市第1地区センター地地区）に指定し、商業業務系施設の立地を促進し、戸建て住宅の立地を制限しているため、都市機能誘導区域には含めますが、居住誘導区域からは除外しているという区域になります。

委員長

居住誘導区域外に都市機能誘導区域を設定するのは、立地適正化計画制度上、問題はないのですか。

事務局

立地適正化計画制度においては、原則、居住誘導区域の中に都市機能誘導区域を定めることとなっておりますが、例外として、居住の立地を制限しているような地区に関しましては、

居住誘導区域外に都市機能誘導区域を指定してもいいことになっております。

委員長

わかりました。

現行の用途地域や地区計画等の規制によって、誘導区域の設定要件に合致しない地区については、誘導区域に含めない。既に住居系用途の立地を制限している地区については、居住誘導区域外に都市機能誘導区域を指定する。また、居住誘導区域内に土砂災害警戒区域が指定されている区域については、砂防事業を推進することを防災指針に定め、居住誘導区域に含めるということです。これらについて、ご意見よろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

委員長

図面上の区域の表現について、居住誘導区域が都市機能誘導区域の外側に表示されるように統一して頂いた方が良いと思います。

事務局

修正いたします。

委員長

では、議題（１）については、こちらで決定ということで進めてください。

続いて、議題（２）の防災指針について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議題（２）の防災指針について、宿題として残っていました浸水実績の考え方や内水ハザードに関する情報を皆様にご提示することができておりませんでしたので、防災指針と合わせまして、ご説明させていただきます。

まず、資料４と、参考資料として資料５について説明させていただきます。

<ハザードに内在する区域における防災指針（案）【資料４】>

それでは、資料４をご覧ください。

まず、防災指針について簡単にご説明させていただきます。

これまでも説明させていただいていた内容と重複するところもありますが、地適正化計画は2014年（平成26年）8月の都市再生特別措置法の改正により創設されたコンパクトなまちづくりを促進するための計画でございます。

立地適正化計画の創設当初は、防災指針の策定に関する規定はありませんでしたが、近年、気候変動の影響等により自然災害が頻発・激甚化し、甚大な被害が生じたことで防災意識が

高まったことなどから、2020年（令和2年）6月の都市再生特別措置法改正により、立地適正化計画に防災指針を定めることが規定されました。

愛媛県内の立地適正化計画の策定状況でございますが、10市町、9市1町が立地適正化計画を公表しているところでございます。

その中で、防災指針を立地適正化計画に載せているのは、一昨年公表されました久万高原町のみとなっております。

その他の市町に関しましては、今後の立地適正化計画の改定に合わせて防災指針を盛り込んでいくという流れになっているようです。

防災指針とは、資料に記載しておりますように、都市の防災に関する機能を確保するための指針となっております。

都市計画、防災、治水および建築等の各分野にわたる総合的な視点から、災害に強いまちづくりを進めていくためのものがございます。

防災指針には、立地適正化計画における居住や都市機能の立地誘導を図る上で自然災害から地域の安全性を確保するために必要な方針や取組などを示すものとなっております。

続きまして、防災指針の位置付けにつきまして、ご説明させていただきます。まず、資料4の2ページ目は、防災指針を策定するにあたり、重要となる関連計画をお示ししたのとなっております。

防災に関する計画に関しましては、本市が策定する国土強靱化地域計画、地域防災計画、また愛媛県が策定する流域治水プロジェクトがございます。

これら防災関連計画の課題や、施策等との連携を図りながら、立地適正化計画では居住誘導区域内の防災、減災の取り組みを示す防災指針を策定するということになっております。

コンパクトで災害に強いまちづくりを目指すにあたりましては、災害リスクの高い地域での新たな立地抑制、また、居住誘導区域からの除外というのが原則でございます。

ただし、本市におきましては、既成市街地の大部分が浸水する可能性がございます。また、委員からのご指摘でもありました地震による液状化なども同じように既成市街地の大部分でリスクが確認できます。

既成市街地は、道路、下水道、上水道施設など一定の都市基盤施設が整備済みであり、災害リスクのある区域全域を居住誘導区域から除外することは現実的ではなく、困難な状況となっております。

そのため、防災指針において災害リスクの高い地域を明確化するとともに、一部の災害リスクについては居住誘導区域内から除外せず、できる限り回避あるいは低減させるための防災・減災対策を位置づけることが必要となります。

【資料4】

ハザードが内在する区域における防災指針（案）

【災害イノベーションにおける誘導領域設定の考え方】

1. 防災指針の考え方

近年、気候変動の影響等により自然災害が頻発・激甚化しており、全国各地で発生した河川氾濫や土砂災害等によって、生命や財産、社会経済に莫大な被害がもたらされています。このような状況を踏まえ、令和2年（2020年）6月に府内各自治体別標準法が一部改正され、立地適正化計画に防災指針を定めることが規定されました。この防災指針は、立地適正化計画による居住や都市機能の立地誘導を図る上で、自然災害から地域の安全性を確保するために必要となる「都市の防災に関する機能の確保を図るための指針」であり、都市計画、防災、治水及び建築等の各分野にわたる総合的な観点から災害に強いまちづくりを進めていくためのものとなっています。

本府においても、激甚・激化している自然災害に対応するため、想定される災害リスクを分析し、地区ごとの危険に応じた具体的な防災・減災対策をこの防災指針に位置付けることで、災害対策とまちづくりが一体となった取組を計画的に推進していきます。

2. 防災指針の位置づけ

都市計画において防災を明確に意識したまちづくりを進めるに当たっては、今治市都市計画マスタープランや今治市国土強靱化地域計画、今治市地域防災計画等の上位・関連計画を踏まえつつ、各種防災関係計画や、道路や河川管理者である市や県との連携も確保することから、法制度や地産等の連携・統合を図ります。

コンパクトで安全なまちづくりを推進するためには、災害リスクのある地域での新たな地脚転を促し、居住誘導区域から除外することが原則となりますが、本市では現況市街地の大部分が治水等の可能性があり、また既に一定の都市基盤施設が整備された市街地が形成されていることから、その全域を居住誘導区域から除外ことは現実的ではなく困難な状況です。

そのため、防災指針において災害リスクの低い地域を明確化するとともに、一部の災害リスクについては居住誘導区域から除外せず、できる限り目標あるいは削減するための防災・減災対策について、本指針で位置づけることとします。

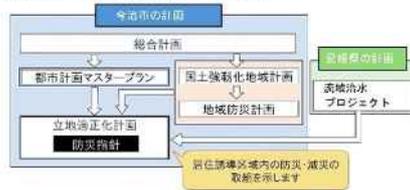


図 防災指針の位置づけイメージ

ここで、少し各種防災関係計画につきまして、簡単にご紹介させていただきます。

まず、今治市国土強靱化計画でございます。平常時の備えを中心に、ハード・ソフトの取組をまとめたもので、本市では令和2年8月に策定されております。

次に、今治市地域防災計画でございます。災害対策を実施上での予防や緊急対策、復旧等に視点を置いた計画となっており、最新版は令和5年3月改定となっております。

最後に、愛媛県が策定しております流域治水プロジェクトになります。

こちらは、1級河川、2級河川を対象に河川流域ごとに実施すべき治水対策の全体像を取りまとめる全国的な取り組みとなっておりまして、今治管内におきましては、令和3年度に蒼社川・浅川水系、令和4年度に頓田川水系、中川水系について流域プロジェクトが策定されております。

これらの関連計画につきましては、今治市、愛媛県のホームページ等で確認ができますので、また時間の許す時に目を通していただければと思います。

これらの各種防災関連計画と連携を図りながら、立地適正化計画において防災指針を策定するということとなります。

【資料4】

3. 国土強靱化地域計画、地域防災計画等との違いについて

「防災指針」と同じく地域の防災に関する計画として、「国土強靱化地域計画」、「地域防災計画」、「流域治水プロジェクト」などがあります。

都市計画において防災を明確に意識したまちづくりを進めるに当たっては、これらの上位・並行計画を踏まえつつ、各種防災関係計画や、道路や河川管理などである国や県との連携も重要であることから、課題の施策等の連携・統合を図ります。

○国土強靱化地域計画

大規模自然災害によるリスクシナリオを明らかにし、幾層の単独に應対しようとするのではなく、まちづくりの視点を合わせたハード・ソフトの取り組みをまとめた計画です。

本市では、令和2年（2020年）8月に策定されています。（今治市防災危機管理課）

○地域防災計画

地震や風水害、火災などに対応した防災に関する施策等を定めたもので、災害対策を実施する上での準備や発生後の応急応復、復旧等に製造を置いた計画です。

本市では、令和5年（2023年）3月に策定されています。（今治市防災危機管理課）

○流域治水プロジェクト

河川流域ごとに、河川管理者、下水道管理者、郡道泊船、区市町村等からなる協議会を設け、流域全体で協力的に実施すべき治水対策の全体像を取りまとめる全国的な取組です。

本市では、令和3年度に筋川川水系、令和4年度に畑田川水系及び中川川水系において流域治水プロジェクトが策定されています。（総務部）

○防災指針

居住誘導の観点から防災対策を定めたもので、居住誘導区域における災害リスクをできる限り回避、あるいは低減させるために必要な防災・減災対策を位置づけた計画です。

続きまして、防災指針の検討手順につきまして簡単にご説明させていただきます。

まず、ステップ1といたしまして、災害リスクの分析、いわゆる見える化といたしまして、災害ハザード情報の収集整理を行います。

土砂災害や浸水、津波、地震などのハザード情報の整理を行います。これらの具体的なリスクを確認しながら、災害リスクの高い地域の抽出を行いまして、居住誘導区域から除外の検討を行います。

こちらの災害リスクの高い地域の抽出に関しまして、内水ハザードの情報がこれまで不足しておりましたので、今回、再整理したものを皆様にご提示したいと考えております。

令和6年度では、令和5年度における検討を踏まえ、防災減災まちづくりに向けた課題、また、防災まちづくりの将来像や取組方針の検討、具体的な取り組みスケジュール、目標値の検討などを行う予定としております。

こちらは、これまでも何度かご提示させていただいた表で、都市再生特別措置法における位置付けを少し加工した表になっております。

市街化区域等内の状況に「有」と記載があるものは、本市の市街化区域もしくは用途地域に該当する災害ハザードエリアが存在していることを示しております。

都市再生特別措置法では、こちらのレッドゾーンは居住誘導区域に含まないこととなっております。

また、イエローゾーンにつきましては、総合的に勘案し居住誘導区域が適当でないと判断される場合は、原則として含まないということで各自治体が判断を行うこととなります。

【資料4】

4. 防災指針の検討手順



5. 災害リスクの分析

(1) 災害リスクの高い地域等の抽出

（居住を誘導することが望まれないと判断する災害ハザードエリア）

1) 都市再生特別誘導法等における位置づけ

位置づけ	種別	区域	都市再生特別誘導法等における位置づけ	備考
居住誘導区域に含まれない	法第1条	災害危険区域（※1）	無	住宅地の建築や振興行為等の規制あり
		地すべり防止区域	—	
		危険な危険な危険区域	無	
		土砂災害警戒区域	無	
原則として、居住誘導区域に含まれないこととするべき	都市再生特別誘導法	浸水想定区域（上記を除く）	—	イエローゾーン
		津波被害警戒区域	—	
住宅地の建築や振興行為等の規制はないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まれないこととするべき	都市再生特別誘導法	①土砂災害警戒区域	無	建築や振興行為等の規制はなく、区域内の防災設備等の整備を求めている
		②津波被害警戒区域（※2）	無	
		③津波災害警戒区域（※3）	無	
		都市再生特別誘導法、都市再生特別誘導法	—	
		※4	無	イエローゾーン

注1：都市では、危険な危険な危険区域に災害危険区域を指定する
注2：浸水想定区域は、浸水想定区域（※1）を除く
注3：浸水想定区域は、浸水想定区域（※1）を除く
注4：都市では、津波被害警戒区域の区域に居住誘導区域を指定

資料4の4ページをご覧ください。

災害イエローゾーンについては、①土砂災害警戒区域、②浸水想定区域、この中にいわゆる、洪水、内水と高潮の3つの浸水区域が含まれております。③は、津波被害警戒区域、④は、その他となります。その他に関しましては、地震関連で南海トラフ地震臨時情報における事前避難対象地域を対象としております。

こちらの①から④のイエローゾーンにおける誘導区域設定の考え方について、ご説明させていただきます。

黒字で示している内容につきましては、これまでの検討委員会でお示しさせていただいた内容から変更はありません。赤字で示しているところが今回新たにご説明させていただきます内容となっております。

簡単に①から説明させていただきます。

土砂災害警戒区域は、ひとたび災害が発生すると住民の生命または身体に危害が生ずる恐れがある区域であり、人命に関わる危険性がある区域となっていることから原則、居住誘導区域から除外しております。

ただし、先ほど議論いただきました今治新都市第1地区につきましては、まちづくりと連携した砂防事業を推進することを防災指針に明記し、リスクの早期軽減を図ることを目指すことから、居住誘導区域に含める方針で進めさせていただきます。

②の浸水想定区域について、蒼社川沿いに指定されている家屋等倒壊氾濫想定区域につきましては、洪水により河岸侵食や河川の氾濫による氾濫流により被害が生じる可能性の

なお、今治市の防災マップでは、既往最大降雨のみ公表されています。こちらは令和4年度に公表されております。

内水浸水想定区域に関しましては、現在は公共下水道の雨水計画区域のみを対象にシミュレーションが行われておりまして、立地適正化計画の対象区域であります菊間都市計画区域や地域生活拠点となる市街化調整区域、島しょ部などの都市計画区域外では、内水に関するシミュレーションは行われていない状況です。

内水浸水想定区域における居住誘導区域設定の考え方についてご説明いたします。

まず、本市におきましては一部河川区域内を除いて浸水深3m以上の区域はございませんでした。

洪水浸水想定区域と同じ考え方で気象予報等により、事前の危険の察知と避難が可能であること、また浸水深が3m未満の場合では、建物の2階へ垂直避難が可能であることから、居住誘導区域に含めたいと考えております。

【資料4】

【今治市制】浸水実績（内水）区域の方針について（自治委員会の検討説明）
2) 「内水氾濫」に関する災害リスク基準

(イ) 内水浸水想定区域

内水氾濫とは、大量の雨に対して排水機能が追い付かず、想定しきれない雨水で土地や建物が水に浸かってしまう現象のことです。浸水書とも呼ばれ、特に市街地などで発生する傾向にあります。

内水氾濫は、大きく側溝や排水路などの排水機能が同じの雨水や大量の雨水に耐え切れず、少しずつ浸水していく田舎里と河川の水が排水路などを堵塞して起きる洪水(なみずみ)型の2つに分れます。

本市においては、既往最大降雨及び既往最大降雨（H29.9.17台風18号、菊間都市）と同程度の雨が降った場合、下水道・水路・道路溝溝などから水が溢れる状況をシミュレーションしたものを令和4年度に今治市防災ポータルweb版・今治市防災マップにて公表（今治市防災危機管理課）しています。

「浸水浸水区域」と同じく、一般的に家屋の2階以上が浸水し垂直避難が困難になる浸水深3.0m以上の地域を高リスクの地域とし、浸水深3.0m以上の地域を念として、及び気象情報等により事前の危険の察知と避難が可能であることから、居住誘導区域に含めます。

(ロ) 浸水実績（内水）

内水による浸水被害は洪水や河川によるものと比較して発生頻度が高く、市区における浸水実績（内水）としては「①埋蔵地帯」、「②高台地区」、「③低地帯」で顕著の浸水被害が発生しています。

他の浸水区域と同じく、一般的に家屋の2階以上が浸水し垂直避難が困難になる浸水深3.0m以上の地域を高リスクの地域とし、浸水深3.0m以上の地域を念として、及び気象情報等により事前の危険の察知と避難が可能であることを、「内水浸水想定区域」と同じ評価となります。

また、浸水実績のある上記3地区においては、現在までに災害に対する取り組みを行っていること、及び本資料において災害リスクをできる限り軽減・低減していること、及び必要な防災・減災対策を位置づけられたことなどから、浸水誘導区域に含めます。

8

参考として、資料4の7ページに浸水深に関するリスクの考え方について掲載させていただいております。第2回の検討委員会でもご説明させていただきましたが、国土交通省が示す浸水深と人的被害リスクイメージとして、一般的な家屋の2階以上が浸水し垂直避難が困難になる浸水深は3m以上とされており、また、浸水深が50cm以上を超えると床上浸水となるため2階への避難が必要となります。

浸水深が3mを超えると、一般的な2階の建物では垂直避難が困難となるという考えから、浸水深が3m以上となる地域を災害リスクの高い地域として設定しております。

【資料4】

【今五追加】浸水実積（内水）区域の方針について（自治委員会の検討説明）

2) 「内水氾濫」に関する災害リスク基準

(イ) 内水浸水想定区域

内水氾濫とは、大量の雨に対して排水機能が追い付かず、想定しきれない雨水で土地や建物などが浸かってしまう現象のことです。浸水書とも呼ばれ、特に市街地などで発生する傾向にあります。

内水氾濫は、大きく側溝や排水路などの排水機能が同じの排水や大量の雨水に耐え切れず、少しずつ浸水していく沿岸部と河川の水が排水路などを逆流して起きる浸水（なみずい）型の2つに分れます。

本市においては、想定最大降雨及び既往最大降雨（H29.9.17台風18号、瀬田市）と同程度の雨が降った場合に、下水道・水路・道路溝溝などから水が溢れる状況を生じ得るものを令和4年度に今治市防災ポータルweb版・今治市防災マップにて公表（今治市防災危機管理課）しています。

「内水浸水区域」と同じく、一般的に家屋の2階以上が浸水し浸水避難が困難になる浸水深3.0m以上の地域を高リスクの地域とし、浸水深3.0m以上の集積がないこと、及び高集積程度により事前の危険の認知と避難が可能であることなどから、防災指針に適合します。

(ロ) 浸水実積（内水）

内水による浸水被害は洪水や河川によるものと比較して発生頻度が高く、市街における浸水実積（内水）としても「①浸水区域」、「②高台地区」、「③桜井地区」で道路の浸水等が発生しています。

他の浸水区域と同じく、一般的に家屋の2階以上が浸水し浸水避難が困難になる浸水深3.0m以上の地域を高リスクの地域とし、浸水深3.0m以上の集積がないこと、及び高集積程度により事前の危険の認知と避難が可能であることなどから、「内水浸水想定区域」と同じ評価となります。

また、浸水実積のある上記3地区については、現在すでに災害に対する取り組みを行っていること、及び本指針において災害リスクをできる限り目減り・低減し被害を軽減するため必要な防災・減災対策を位置づけられたことなどから、浸水実積区域に含めます。

資料9ページ及び10ページは、第4回委員会でお示しさせていただきました近見地区、鳥生地区、桜井地区における防災指針の案に関する説明は割愛させていただきます。

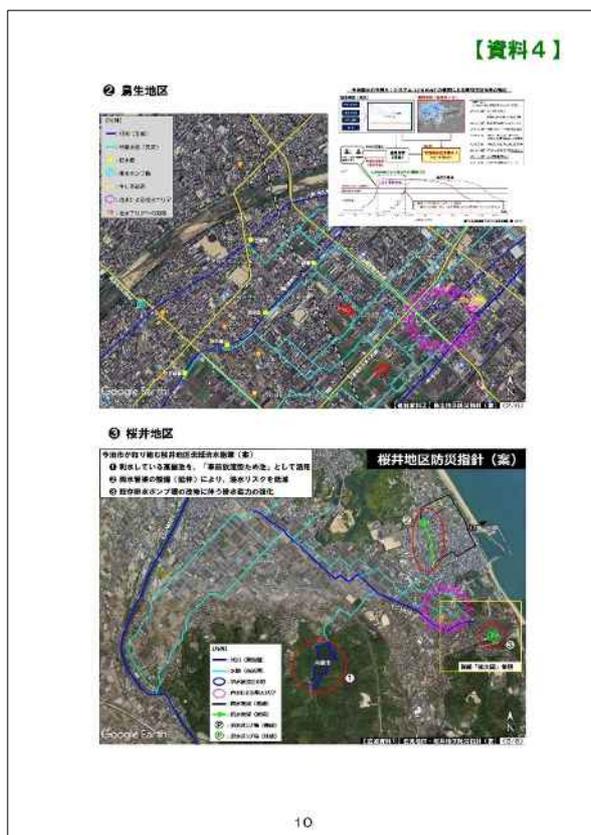
【資料4】



【参考】内水による浸水実積のある地域に位置付ける防災指針（案）

① 近見地区





内水に関する災害ハザードに関しましては、まず3m以上浸水する区域はございません。また、浸水深3m未満、内水による浸水実績のある区域については、先ほどご説明した通り、居住誘導区域に含めたいと考えております。

最後に、資料4の4ページの残りの黒文字の箇所について、ご説明させていただきます。

浸水想定区域の1つである高潮浸水想定区域におきましては、気象予報等により、事前の避難の危険の察知と避難が可能であり浸水深が浅い場所では垂直避難も可能であることから居住誘導区域に含める考えとなります。

また、③津波災害警戒区域でございますが、こちらは地震発生から津波到達までのリードタイムが161分あることから、事前の避難行動が可能であるため、居住誘導区域に含める考えとしております。

最後に④その他といたしまして、地震関連で、南海トラフ地震臨時情報における事前避難対象地域でございますが、こちらは本市の地域防災計画に示されている区域となります。南海トラフ地震が発生した場合、地盤沈下や堤防の破壊による海水流入等が30cm以上、30分以内に生じる地域を指定しており、ひとたび南海トラフ地震が発生すれば人命に関わる危険性のある区域となっておりますので、居住誘導区域から除外する考えとしております。

2 ページ目、本市の地区計画ですが、市街化区域内に 12 地区、市街化調整区域内に 3 地区、計 15 地区の地区計画を定めております。

まず、市街化区域に関しましては、いわゆる地区レベルのまちづくりということで、閉鎖的な町は控えましょうということで、ブロック塀の高さを制限したり、隣接地の境界から建物の壁までの一定距離をセットバックする等、各地区でルールを定めて、地区計画区域で家を建てる場合はそのルールに従って家を建てるという制度であります。



3 ページ目になりますけれども、令和 3 年 7 月に都市計画法の改正によりまして、地区計画に雨水貯留浸透施設や建築物の敷地の地盤面の高さの最低限度などに関するルールを定めることができるようになりました。



4 ページ目になります。

地区計画により雨水貯留浸透対策の強化や浸水深以上に敷地のかさ上げ等の浸水対策を推進することが可能となります。

ただし、地区計画の制度を策定しますと市民の皆様には届出という、1つアクションが必要になってきます。

また、実際に地区計画を定めるに当たっては区域設定等、なかなかハードルは高いところがあると考えております。

今回は、このような制度がありますということで、今後はいろいろ制度などを活用しながら防災対策に関しましては進めていきたいと考えております。

(2) 防災指針 (案) 【資料5】(4/4)

地区計画の活用について (4/4)

居住誘導区域内、水災害の激甚化・頻発化により浸水リスクが高まる地域については、**防災指針**に『**地区計画を定める**』旨を明記し、官民が連携して浸水リスクの軽減施策を推進します。

地区計画(案)

- 雨水貯留浸透対策の強化 (雨水貯留浸透施設の整備)
- 建築物の敷地の地盤面の高さの最低限度

雨水貯留浸透対策の強化	建築物の敷地の地盤面の高さの最低限度
<p>○ 認定制度、補助、税制特例、地区計画等を駆使して、官民による雨水貯留浸透施設の整備を推進 (特定都市河川法、下水道法、都市計画法)</p> <p><雨水貯留浸透施設整備のイメージ></p>	<p>— 地域の実情・ニーズに応じたより安全性の高い防災まちづくり</p> <p>— 地区計画のメニューに居室の床面の高さ、敷地の高さ等を追加</p>

(出典：国土交通省「流域治水関連法」概観(抜粋) https://www.mlit.go.jp/river/kasen/ryuiki_hoan/)

以上、少し長くなりましたが、議題(2)の防災指針についての説明を終わらせていただきます。

委員長

どうもありがとうございます。

ご意見ありますでしょうか。防災指針の具体的な内容は次回ですか。

事務局

はい。防災指針の具体的な内容につきましては、次回以降で皆様にご説明させていただければと考えております。

委員長

今日の時点では、資料4の内水浸水想定区域については浸水深が3m以上の区域が市内

になかったので居住誘導区域に含める。また、内水による浸水実績のある区域は浸水深が3m未満なので居住誘導区域に含め、防災指針で対策を明記するということが事務局の提案だと思えます。

こちらについてよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

委員長

ありがとうございます。では、この方向で進めてください。よろしく申し上げます。

それでは、議題（3）の誘導施設（機能）の検討について、資料6、資料7の説明をお願いいたします。

事務局

<誘導施設（機能）の考え方について【資料6】、

誘導施設（機能）の分類と位置づけ（作業図面）【資料7】>

これまでの委員会におきまして、居住誘導区域並びに都市機能誘導区域のエリアが概ね見えてきたところであると考えております。

そうした中で次に、それぞれの都市機能誘導区域に対しまして、必要な施設というのを資料7をベースに、検討を進めていき、第6回または第7回の委員会において定めていきたいと考えております。

資料7の内容を説明いたします。

左側に第2次今治市総合計画におけるまちづくりの方針を記載しております。

都市施設（機能）の大分類として、①医療、②福祉、③子育て、④教育、⑤主に行政機能ですが防災・環境、⑥文化・交流、⑦商業・業務・金融という区分が、国の手引きでも示されておりまして、これらに属する各施設というのを小分類に示させていただいております。

小分類の右側に、官（行政）の施設なのか民（民間）の施設かどうかをわかるように、官・民という区分を記載しております。

一番右側の欄には、各都市機能誘導区域または隣接する区域における施設立地状況の有無を示しております。都市機能誘導区域内に現在ある施設を「●」、エリア内にはないが概ね隣接した区域にある場合は「△」で示しております。

表の中心に示している中心核、副次核、陸地部の生活拠点について、どのような機能を維持するのか、どのような施設を誘導していくのかということ事務局（案）として示しております。黄色のセルにつきましては、どのように表記していくのがいいのか事務局でも検討中の箇所となります。

具体的に言いますと、一番上の①医療の「2次救急医療施設」であれば、生活拠点の陸地部には、県立今治病院の移転検討が行われていることや、鳥生・喜田村地域では済生会病院が既に立地していること等を踏まえて検討を行う必要があります。

委員長

ありがとうございます。

今後の検討として、大きく資料7の表を作るということで、現状の内容についてもご意見いただければと思いますし、今ご説明あった通り、この青字で書いてある追加の事項に関するご意見いただければと思います。

第7回委員会までに確定するようなイメージですが、本日は若干時間がございますので、この時点でお気づきの点があれば教えていただければと思います。

どんな観点からでも構いませんがいかがでしょうか。

黄色着色箇所は、事務局が悩んでる箇所ということでよろしかったでしょうか。

事務局

機能があればいいのは間違いないというところで、事務局としても検討中となっております。事務局としても実際悩んでるということをお示しして、皆様と一緒に決めていきたいと考えているところでございます。

次回、第6回委員会で事務局案をお示ししたいと考えております。

委員長

本日の時点でご意見伺っても良いということですね。

まず、資料7の表の方で、特に黄色着色箇所、それ以外も含めて、ご意見ございましたらぜひよろしく願いいたします。

B委員

保育所・認定こども園、幼稚園のところですが、現在の管轄は、厚生労働省と文科省ではありません。保育所と認定こども園、幼稚園の一部はこども家庭庁の管轄となります。幼稚園の一部が文科省です。今治市の現状でいいますと、精華幼稚園だけが文科省管轄という形をとります。

ただ、子育て、教育機能として区分するには、管轄は複雑になっています。幼稚園であっても預かり保育の機能を持っている施設もあります。

小分類の幼稚園、認定こども園、保育所等は、こども家庭庁とか文科省という区別ではなく、子育て、教育というのが一括に考えられると私は思っております。

例えば、資料7の「●」が付いているのは、近見地域の幼稚園は近見虎岳幼稚園ですが、日高地域ではいずみ幼稚園があるので、幼稚園の欄に「●」が入ることになってきます。

ただ、いずみ幼稚園は、こども家庭庁の管轄の幼稚園になってますので、管轄による線引は難しいと思いますので、1つにまとめた方がよろしいかと思っております。子育て・教育みたいな表現で一緒にした方が、よろしいかと思っております。

事務局

ご意見参考に表現を統一させていただく方向で検討させていただきます。

委員長

はい。ぜひよろしく申し上げます。その他いかがでしょう。

C委員

商業・業務・金融の部分で、コンビニエンスストアや小売店舗が記載されていますが、まず企業の出店意向ありきだと思いますので、誘導施設として設定する意味はないのではないかと思います。実際、コンビニや小売店舗を誘導するのは難しいかと思います。

シェアオフィスやコワーキングスペースについては、行政主導でそういう施設を整備しているのは各自治体であると思いますが、民間では難しいのではと思いました。

事務局

まずは、各地域の拠点に必要な機能を整理したいと思っています。当然、民間が作られるものが多くございますので難しい状況もあるかもしれません。

過年度に都市計画マスタープランのアンケートをさせていただいた際に、やはり日常生活に必要な機能は何ですか質問すると、どの地域も商業機能という結果が高くなっておりました。

なかなかコンビニで働く人も少なくなって、店を閉めていくことが将来的に増える可能性がある中で、ここを中心に生活環境を作っていこうとしたときに、各拠点に商業機能を行政として維持したいということを示す意味で、今回入れさせていただいております。

補足ですが、誘導区域に設定された場合、例えばコンビニを指定しますと、その誘導区域の外にコンビニを作る人は届出が発生することになります。

もう1つは、誘導区域の中にコンビニが既にある場合は、そのコンビニをやめるとなった際にも届出が必要になりますので、少し行政が関与できるようになるということです。

ただ、店舗に関して行政が金銭的な補助を出せるかということ、そこはちょっと難しいところもあり、ただ、今のところは地域に必要な機能をまずは整理していくことが重要であると考え、コンビニエンスストア等を書かせていただいたということでございます。

委員長

誘導施設に設定すると制約も増えることになるが、コンパクトシティを目指すのであれば、コンビニエンスストアも都市機能誘導区域内になるべく入ってもら方がいいという考え方もあるかと思います。

D委員

先ほどの話に少し関連するかもしれませんが、商工業者の立場というところで小売店舗等の生活の利便性を確保・向上するための誘導というところのお話とは少しずれるかもしれませんが、雇用という部分での工業用地の誘導についても考えるべきではないかと考えました。

事務局

はい、ありがとうございます。

工業用地ですが、工場自体は誘導施設には含めないこととしています。

工業用地の誘導については、令和4年に改定された地区計画制度でインターチェンジから2km圏内の区域において、工業用地として開発ができる制度を設けさせていただいております。

D委員

都市機能誘導区域の中に工業用地は入れないということですか。

事務局

まず、工業用地の確保に関しましては、今治市の都市計画マスタープランの中で例えば今後整備される今治朝倉IC（仮称）の周辺ですとか、波止浜港の周辺を位置付けておりまして、工場に通勤される方、若い方は車を使って働きに出られますので、工場をまちなかに集約する必要はないという考え方でございます。

立地適正化計画というのは、住宅を誘導する区域を決めて、その中にお住まいの方に必要な機能を誘導するのに都市機能誘導区域を設定する計画となります。

居住誘導区域の設定の前提として、工業系の用途地域は居住誘導区域から除外しております。市街化区域の中でも臨海部とか工業地が形成されるところは、寧ろそこは住宅を誘導せずに工場の増進を図る区域というのを位置付けた上で、居住を誘導する区域に対して生活に必要な施設は何ですかというのを検討しております。必ずしも工業が必要じゃないというわけではないんですが、そういう検討していただいているところでご理解いただければと思います。

D委員

シェアオフィスやコワーキングスペースという限定的な書き方よりも、もう少し生活利便性を向上するようなサービス業の書き方がいいのかなと個人的に思います。

委員長

商業・業務・金融だけ少し細かく施設が書いてあります。

シェアオフィスは、小売店舗には含まれないですね。何になるんですかね。生活利便性施設でもないですね。

事務局

建築基準法上の位置付けは曖昧で、一般的には事務所になると考えますが、法律上、事務所の定義が実はないということもあって、一般的な企業の事務所ではなくシェアオフィス要するに在宅ワークとか、スタートアップの方のためのオフィスを想定して、シェアオフィ

ス、コワーキングスペースのような限定的な書き方をしております。オフィス全般を指すものではありませんという意味となります。

それはなぜかといいますと、新型コロナがあつて、リモートワークが進んだっていうのもありますが、本市では移住を進めており、将来的に見たときにそういったニーズも出てくるのではないかと考え書かせていただきました。

例えば島に移住した人が島の古民家を改修してオフィスにするという取り組みもございますので、シェアオフィスを拠点だけに集約するのがいいのかというところも悩んでおります。

ただ、一定の面積規模のオフィス、例えば新都市にあるような施設、具体的な名前というBEMAC株式会社の施設程度の規模であれば、中心核や副次核の拠点に誘導する必要があると考えます。規模や用途をどこまで限定するかも含めて悩んでおまして黄色にしているという状況です。

委員長

ありがとうございます。

民間施設ではあるけども、移住促進という市の政策にも適合してるので、誘導施設に設定する余地はあるということですね。

この検討委員会で、ぜひ決めたいというところだと思います。

陸地部の生活拠点では、今後もコンビニが都市機能誘導区域の中にあつた方がいいということで誘導施設に設定しているということですが、一方、中心核では都市機能誘導区域外にもコンビニは既に立地してるので、誘導施設に設定するとより制約を強めることになるんでしょうか。

事務局

コンビニエンスストアにつきましても、そもそも位置づけるかどうかということも含めて検討中となっております。機能としてあるに越したことはないという中で位置づけると、届出制度ではありますが、行為制限もかかります。

民間事業者目線でのご意見もいろいろありましたので、参考とさせていただき、第7回策定検討委員会で事務局案をご提示させていただきたいと思っております。

E委員

コンビニにしてもシェアオフィスにしても、誘導施設に設定すると、いずれにしても届出が必要になるということですから、民間の方が活動しやすいことを優先すべきだと思います。行為制限が伴うということ踏まえて、よく検討していただけたらと思います。

委員長

ありがとうございます。

関連して他にご意見ございましたらぜひよろしくお願いします。

F委員

同じような意見になりますが、誘導施設に設定されると届出が必要となるとすると、個人的にはすべて「○」を付けた方がいいのではないかと思います。例えば、中心核にコンビニがあっては困るというまちづくりをするのであれば、外しておかないといけないと思います。

コンビニも今、すごい小さなコンビニ等、いろんな形で民間は商機があれば出店してくるということはあると思いますので、何かあえて届出が必要な状態にするっていうのはすごくメッセージがあるなと思います。ここにあっては困るということがないのであれば、外す選択肢はないのかなというように思いました。

E委員

コンビニエンスストアという項目を挙げなければ、いいのではないかと。小分類に項目を挙げるから規制がかかる、かからないという議論になってしまう。用途地域なり別の法律でチェックすればいい話だろうと考えます。

事務局

誘導施設の表記の仕方については、コンビニを測定して例えば店舗面積が100平米以上のものは、コンビニとみなして運用することにはなります。現時点では、わかりやすさのためにコンビニという表記をさせていただいております。

コンビニに関して事務局が懸念していたのは、陸地部に「○」が入ってるので、ややこしくなったのですが、拠点以外のところにコンビニを作るとなったときに届出が発生してしまうということを心配しています。

具体的には、市街化調整区域にコンビニができるもしくは、居住誘導区域内でも、例えば立花町や常盤町は都市機能誘導区域から外れてますので、そこにコンビニができるときに届出が必要になります。

コンビニのように小規模なものは極端なことを言うと、どこに立地しても良いという考え方であれば、誘導施設からコンビニを外すという議論が必要になります。

誘導施設から外せば、市内どこに建てても届出の必要はありません。誘導施設に設定した施設は、都市機能誘導区域の外で建てる場合は、届出が必要になるという形になります。

E委員

小分類で項目にあげると、届出が必要になるので問題が出てくるというのが私の意見です。

委員長

一度整理させていただくと、誘導施設に設定するかしないかという話が前提としてあって、民間事業者目線では小売店舗等を設定しない方が、届出の必要もない自由な活動ができるということですね。

一方、コンパクトシティのそもそもの理念を考えたときに、制約がないまま自由に民間企業に出店してもらった方がいいのか、ある程度集約した方がいいのかというところで、どちらを取るのか議論する必要があるということです。

事務局

この場で言いにくいところもあると思いますので、一度アンケートのような形でご意見を伺わせていただきたいと思います。第6回委員会では、アンケートの意見を踏まえた事務局案をご提示できたらと考えます。なお、アンケートについては、本日の意見を踏まえて、内容をもう一度整理してうえで、実施させていただきたいと思います。

委員長

では、こういう施設はぜひ都市機能誘導区域内に集約させる方向でまちづくりをしたほうが良いというようなご意見があれば、今後のアンケートでも構いませんし、現時点でも、お気づきの点があれば、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。では、改めて各自ご意見をお伺いするというので、よろしく願います。

事務局

1点だけ補足させていただきます。

立地適正化計画は20年後のまちづくりを見据えた計画となります。将来人口が減るという中で、既存の施設に関する視点だけでなく、将来を見据えた視点でご意見いただければ幸いです。

アンケートへのご協力のほど、よろしくお願いいたします。

委員長

では、3つ目の議題は以上になります。

議題（4）のその他について、事務局よりございますでしょうか。

事務局

それでは、議題（4）その他ということで、少し今後のスケジュールについてご説明させていただきます。

こちらは前回の第4回委員会でお示しさせていただいた策定スケジュールでございます。令和6年2月5日時点作成のものです。

8月を目標に素案を作成するというようなスケジュールとさせていただいておりました。

本市におきましても、立地適正化計画は初めて策定するというので、誘導区域から始まりまして誘導施設等、難しい計画であると感じております。

また、中心市街地に関しましては、今治市魅力都市創生課が中心市街地のまちづくり構想の立案を、今治市地域振興課が地域公共交通計画の見直しを進めているところです。

令和6年度の策定検討委員会は、4回ということで皆様にご案内しておりましたが、庁内調整を行ったうえで、改めましてスケジュールを作成して、皆様にご提示させていただきたいと考えております。

また、決定している訳ではありませんが、市街化調整区域や島しょ部の都市計画区域外に指定する市独自区域の検討について、令和6年度に開催する4回の策定検討委員会では、委員の皆様にご議論して頂く十分な時間が確保できないと考えております。令和7年度に実施すること等も含めてスケジュールを再検討させていただきたいと考えているところでございます。

第6回委員会、もしくはスケジュールが作成できた時点で、早めに皆様にご提示させていただきたいと考えております。大変申し訳ありませんが、ご了承いただければと思います。

第6回委員会では、本日ご説明させていただいた誘導施設について、皆様のご意見、また庁内の調整なども踏まえた事務局案をご提示させていただくとともに、防災指針の案についてもご提示させていただきたいと考えております。

第6回委員会の開催については、7月で日程を調整させていただきたいと考えております。

委員長

市独自区域の議論については、中途半端にやるよりは、令和7年度にじっくりやったほうがいいかなとも思いますが、そういったスケジュール感になるということによろしいでしょうか。

事務局

本日は、まだはっきりとはご回答できませんが、令和7年度実施も視野に入れて検討させていただいてるところです。

委員長

わかりました。個別にワークショップをやっていくのも良いかと考えます。

G委員から1点、資料7について質問があるとのことでした。

G委員

申し訳ありません、この誘導施設についてですが、大分類で医療、福祉、子育て、教育というようになっているかと思えます。

福祉では、総合福祉センター、サービス付高齢者住宅、子育てでは、子育て支援中核施設とありますが、障害分野に関しては、総合福祉センターで網羅するという認識で良いのでしょうか。

障害関係のところの言葉が抜けてるだけなのか、そもそも総合福祉センターの中で網羅をするのか、1点気になりました。

事務局

第6回委員会で提示する際に、事務局で確認のうえご説明させていただければと思います。

第6回委員会については、8月の6日もしくは7日の13時半からということでご予定させていただきます。本日欠席されている方の予定を伺い決定させていただければと思います。

委員長

誘導施設については、第7回委員会で確定することとなっておりますので、引き続き次回第6回委員会でも検討させて頂きたいと思います。

施設の定義をきちんと定めておかないと運用が大変なことになると思いますので、ぜひ次回までによろしく願います。では、本日の議事は以上になります。

皆様どうもありがとうございました。

事務局にお返しいたします。

事務局

それでは、本日は大変ご多忙の中、また貴重なご意見をいただきまして大変ありがとうございました。

策定スケジュールにつきましては、確定次第、皆様にご報告させていただければと思っております。また、本年度もたくさんのご意見を賜りたいと考えておりますので、どうぞよろしく願います。

本日の議事について、すべて終了いたしました。ありがとうございました。

それでは、これもちまして第5回今治市立地適正化計画策定検討委員会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午後3時10分 閉 会